

議案第23号

三朝町職員の給与に関する条例等の一部改正について

次のとおり三朝町職員の給与に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成22年3月10日

三朝町長 吉 田 秀 光

三朝町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（三朝町職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 三朝町職員の給与に関する条例（昭和28年三朝町条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下この条において「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下この条において「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には、当該移動項等（以下この条において「削除項等」という。）を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下この条において「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除項等を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(住居手当) 第10条の2 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。 (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。 <u>次号</u> において同じ。）を借り受け、	(住居手当) 第10条の2 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。 (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。 <u>第3号</u> において同じ。）を借り受

月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（町が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他別に定める職員を除く。） (2) 略 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（第1号に掲げる職員のうち第2号に掲げる職員であるものについては、第1号に掲げる額及び第2号に掲げる額の合計額）とする。 (1) 略 (2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額） 3 略 （給与の減額） 第12条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第8条の4第1項に規定する時間外勤務代休時間、勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日（勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は勤務時間条例第9条に規定する年末年始の休日（勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる	け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（町が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他別に定める職員を除く。） (2) <u>その所有に係る住宅（別に定めるこれに準ずる住宅を含む。）のうち当該職員その他別に定める者によって新築され、又は購入されたものであって、当該新築又は購入の日から起算して5年を経過していないものに居住している職員で世帯主であるもの</u> (3) 略 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（第1号又は第2号に掲げる職員のうち第3号に掲げる職員であるものについては、第1号又は第2号に掲げる額及び第3号に掲げる額の合計額）とする。 (1) 略 (2) 前項第2号に掲げる職員 2,500円 (3) 前項第3号に掲げる職員 第1号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額） 3 略 （給与の減額） 第12条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日（勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は勤務時間条例第9条に規定する年末年始の休日（勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、
--	---

代休日。以下「年末年始の休日等」という。)である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。 (時間外勤務手当) 第13条 略 2 略 3 <u>正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち別で定めるものを除く。)の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</u> 4 <u>勤務時間条例第8条の4第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が</u>	休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。 (時間外勤務手当) 第13条 略 2 略 3 <u>前2項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた正規の勤務時間(以下この条項において「割り振り変更前の正規の勤務時間」という。)外に勤務することを命ぜられた職員には、割り振り変更前の正規の勤務時間外に勤務した全時間(別に定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</u>
--	--

勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する別に定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。 5 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する別に定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。	
---	--

（三朝町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第2条 三朝町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和45年三朝町条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号を削る。

改正後	改正前
（住居手当） 第6条の2 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。 （1） 略	（住居手当） 第6条の2 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。 （1） 略 （2） <u>その所有に係る住宅（これに準ずる住宅を含む。）のうち当該職員その他別に定める者によって新築され、又は購入されたものであって、当該新築又は購入の日から起算して5年を経過していない</u>

(2) 略	<u>ものに居住している職員で世帯主であるもの</u> (3) 略
-------	--------------------------------------

(三朝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第3条 三朝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年三朝町条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。）を加える。

改正後	改正前
（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第8条の3 略 <u>（時間外勤務代休時間）</u> 第8条の4 任命権者は、三朝町職員の給与に関する条例（昭和28年三朝町条例第25号）第13条第3項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、別に定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、別に定める期間内にある勤務日等（第10条第1項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。 2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務をすることを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。 （休日の代休日） 第10条 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である第3条第	（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第8条の3 略 （休日の代休日） 第10条 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である第3条第

2 項、第 4 条又は第 5 条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、別に定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（<u>第 8 条の 4 第 1 項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。</u>）を指定することができる。 2 略 （介護休暇） 第15条 略 2 略 3 介護休暇については、三朝町職員の給与に関する条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、同条例第16条第 1 項に規定する勤務時間 1 時間当たりの給与額を減額する。	2 項、第 4 条又は第 5 条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、別に定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（休日を除く。）を指定することができる。 2 略 （介護休暇） 第15条 略 2 略 3 介護休暇については、三朝町職員の給与に関する条例（<u>昭和28年三朝町条例第25号</u>）第12条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、同条例第16条第 1 項に規定する勤務時間 1 時間当たりの給与額を減額する。
---	--

（三朝町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正）

第 4 条 三朝町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和41年三朝町条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。）を加える。

改正後	改正前
（職員団体のための職員の行為の制限の特例） 第 2 条 職員は、次に掲げる場合又は期間に限り、給与を受けながら職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる。	（職員団体のための職員の行為の制限の特例） 第 2 条 職員は、次に掲げる場合又は期間に限り、給与を受けながら職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる。

(1) 略 (2) 三朝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年三朝町条例第14号。以下「勤務時間条例」という。）<u>第8条の4第1項に規定する時間外勤務代休時間、勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日（勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日を含み、特に勤務を命ぜられた場合を除く。）</u> (3) <u>勤務時間条例第12条に規定する年次有給休暇及び休職の期間</u>	(1) 略 (2) 三朝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年三朝町条例第14号。以下「勤務時間条例」という。）第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日（勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日を含み、特に勤務を命ぜられた場合を除く。）<u>、勤務時間条例第12条に規定する年次有給休暇並びに休職の期間</u>
---	---

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。